

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化スポーツ部文化芸術振興課
内線番号	4219

No.	項目	内容
①	処分名	京都府立府民ホールにおける使用時間の延長承認
②	法令名	京都府立府民ホール条例施行規則
③	法令番号	昭和63年規則第7号
④	根拠条項	第3条
⑤	処分権者	指定管理者
⑥	法令の定め	(使用時間の延長) 第3条 府民ホールのホール又は附属設備(以下「ホール等」という。)の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、やむを得ない理由により使用の承認に係る時間を超えて使用する必要があるときは、事前に指定管理者の承認を受けなければならない。
⑦	審査基準	京都府立府民ホール使用承認処理要領
⑧	経由機関名	-
⑨	協議機関名	-
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 1日
	経由機関	-
	協議機関	-
	当該処分機関	1日
⑫	問合せ	文化スポーツ部文化芸術振興課(075-414-4219)
⑬	備考	